

報告第 2 号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 2 月 25 日 提 出

日出町長 安 部 徹 也

- | | |
|----------|---|
| 1 和解の相手方 | 日出町在住 個人（1名） |
| 2 和解の要旨 | 町は、相手方に損害賠償金 694,153 円を支払うもの。 |
| 3 事件の概要 | 令和 5 年 11 月 10 日午後 6 時 00 分頃、町道安仲一
号線において、相手方所有の乗用車が走行中、側溝蓋
の代用として置かれていた鉄板が跳ね上がり、車体左
側面損傷等の損害を与えた。 |
| 4 専決年月日 | 令和 7 年 1 月 14 日 |